

門真市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく市長による審判の請求（以下「審判請求」という。）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住する65歳未満で、かつ、前条に規定する法律の適用を受ける者で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第19条第3項に基づき本市以外の市町村が支給決定を行った者及び総合支援法第77条第3項に基づき本市以外の市町村が実施している事業を利用する者については、この限りでない。

- (1) その者の判断能力が民法（明治29年法律第89号）による後見、保佐又は補助の開始（以下「後見開始等」という。）の審判請求に相当する状態にあること。
- (2) その者の福祉を図るため特に必要があると認められること。
- (3) 補助開始の審判にあつては、その者の同意を得ていること。

2 前項本文の規定に関わらず、総合支援法第19条第3項に基づき本市が支給決定を行った者又は総合支援法第77条第3項に基づき本市が実施している事業を利用する者で、かつ、前項各号のいずれにも該当するものは対象者とみなす。

(必要性の判定)

第3条 前条第1項第2号に規定する特に必要があると認められることとは、次に掲げる事項を考慮して判定するものとする。

- (1) その者の生活及び心身等の状況並びに資産状況
- (2) 配偶者又は2親等以内の親族の有無
- (3) 配偶者又は2親等以内の親族による保護の可能性
- (4) 後見開始等の審判請求に係る親族の意思
- (5) 他のサービスの活用その他の手段による対応の可能性

- 2 前項第2号に規定する親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であつて、成年後見人等の審判の請求をする者の存在が明らかであるときは、審判請求を行わないものとする。

(ケース会議)

第4条 前条第1項に規定する判定を行う場合においては、関係課等の職員を招集し、ケース会議を開かなければならない。

(審判請求費用の負担及び助成)

第5条 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）は、次に掲げる費用とし、対象者の負担とする。

- (1) 収入印紙購入費用
- (2) 切手購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用
- (5) 前各号で掲げるもののほか、審判請求に必要と認められる費用

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ本市において審判請求費用を負担し、後見開始等の審判後において、当該審判により選任された成年後見人等に対して審判請求費用の償還を請求するものとする。

- 3 市長は、対象者のうち、次条の規定に該当する者について、審判請求費用の全部又は一部を助成することができる。

- 4 審判請求費用の助成は、助成に係る申請の日から遡って2年を超えたものについては、助成の対象としない。

(審判請求費用の助成対象者)

第6条 前条第3項の規定による審判請求費用の助成の対象となる者は、本事業の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある対象者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項規定する支援給付を受けている者
- (3) 本事業の助成を受けなければ生活保護法第8条第1項の基準を満たすことがで

きない者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 市民税非課税世帯に属すること。

イ 成年後見人等による家庭裁判所への審判請求時における世帯の預貯金等の額が単身世帯で720,000円、世帯員が1人増えるごとに300,000円を加算した額以下であること。

ウ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

2 前項第3号の基準の審査については生活保護業務の所管課に依頼する。

(審判請求手続)

第7条 この要綱に規定するもののほか、審判請求の手続については、民法、家事事件手続法（平成23年法律第52号）その他の法令の定めるところによる。

(成年後見人等に係る報酬の助成等)

第8条 成年後見人等の選任を受けた対象者（以下「成年被後見人等」という）が、審判請求による成年後見人等に対する報酬（以下「成年後見人等報酬」という。）について、次条の規定に該当し、当該報酬について本事業の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合は、その費用の全部又は一部について、助成することができる。ただし、成年後見人等が当該成年被後見人等の親族である場合を除く。

2 前項に規定する助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額及び成年後見人等報酬の額に相当する額のいずれか少ない方の額を限度とし、各号の区分及び算出方法については、別表のとおりとする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 月額28,000円

(2) 施設に入所し、又は入院している者 月額18,000円（1月に満たない場合であって、入所又は入院の日数が当該月の日数の半数を超えるときは、1月とみなす。）

3 成年後見人等報酬の助成は、助成の申請の日から遡って2年を超えたものについては、助成の対象としない。

(成年後見人等報酬の助成対象者)

第9条 成年後見人等報酬の助成対象者は、本市に居住する65歳未満で、かつ、第1条に規定する法律の適用を受ける者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、総合支援法第19条第3項に基づき本市以外の市町村が支給決定を行った者及び総合支援法第77条第3項に基づき本市以外の市町村が実施している事業を利用する者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- (3) 本事業の助成を受けなければ生活保護法第8条第1項の基準を満たすことができない者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 市民税非課税世帯に属すること。
 - イ 成年後見人等による家庭裁判所への報酬付与の申立時における世帯の預貯金等の額が単身世帯で720,000円、世帯員が1人増えるごとに300,000円を加算した額以下であること。
 - ウ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

2 前項第3号の基準の審査については生活保護業務の所管課に依頼する。

（助成の申請）

第10条 審判請求費用の助成対象者又は成年後見人等報酬の助成対象者で、当該助成を受けようとする者は、門真市障害者成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、成年後見人等（保佐人及び補助人にあっては代理権を付与された者に限る。）が代理人として申請を行うことができる。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他収入のわかる書類
- (2) 金銭出納簿、領収書の写しその他必要経費のわかる書類（成年後見人等報酬の助成申請の場合に限る。）
- (3) 財産目録の写しその他財産状況のわかる書類
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し（成年後見人等報酬の助成申請の場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書（対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合に限る。）
- (6) 成年後見人等としての活動報告書（家庭裁判所に提出した報告書等）
- (7) 生活保護証明書（生活保護受給者の場合に限る。）

(助成の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者の資産状況等を審査し、門真市障害者成年後見制度利用支援事業助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により、助成の可否及び助成額を当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、門真市障害者成年後見制度利用支援事業助成請求書（様式第3号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、助成金を同項の請求書によりあらかじめ指定された金融機関の口座（成年被後見人等の名義の口座に限る。）に振り込むものとする。

(報告の義務)

第13条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、門真市障害者成年後見制度利用支援事業変更届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 助成決定者が死亡したとき。
- (2) 助成決定者の資産状況等に変化があったとき。
- (3) 成年後見人等の報酬額に変更があったとき。
- (4) 成年後見人等に異動又は変更があったとき。
- (5) 後見、保佐又は補助が終了したとき。

(助成決定の取消又は変更)

第14条 市長は、第11条の規定による助成を決定した場合で、前条第1号及び次の各号のいずれかに該当したときは、その該当することとなった日の属する月の翌月に決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受給したとき。
- (2) 支給された助成金を審判請求費用又は成年後見人等報酬の支払以外に使用したとき。
- (3) 門真市障害者成年後見制度利用支援事業変更届により変更の届出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事情の変更により市長が特に必要があると認める

とき。

- 2 市長は、前項の規定により助成決定の取消し又は変更を行うときは、門真市障害者成年後見制度利用支援事業助成（取消・変更）決定通知書（様式第5号）により、助成決定者に通知するものとする。

（成年被後見人等の死亡等の取扱い）

第15条 助成決定者が死亡した場合において、その者に支払うべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人等であった者は、第10条の規定により申請することができる。この場合において、支給すべき助成金の額は、相続財産で不足する金額に限り助成する。

- 2 市長は、助成決定者が65歳に達する日以後もなお助成を必要とする場合は、引き続き助成することができる。

（審判請求費用の返還）

第16条 市長は、第5条第3項の規定により審判請求費用の助成を決定した場合で、助成決定者の資産状況等の変化により審判請求費用の一部又は全部を本人に負担させることが適当であると認めるときは、本人負担について家庭裁判所の命令を求める申立てを行うものとする。

- 2 市長は、前項の申立てに基づき、家庭裁判所からの命令があったときは、当該命令に定める額の範囲内で審判請求費用の一部又は全部の返還を請求するものとする。

（成年後見人等報酬の返還）

第17条 市長は、第14条の規定により助成決定の取消し等を行ったときは、助成決定者に対し、既に助成した決定額のうち一部又は全部の返還を請求するものとする。

（助成金の返還）

第18条 市長は、前2条の規定により、助成金の一部又は全部の返還を請求するときは、門真市障害者成年後見制度利用支援事業助成金返還通知書（様式第6号）により、助成決定者に通知するものとする。

（審判請求及び助成の特例）

第19条 第2条の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める者を審判請求の対象者とすることができる。

- 2 前項の規定による審判請求を行う者については、第3条から第7条までの規定を準用する。

3 第8条第1項の規定にかかわらず、審判請求によらずに後見開始等の審判を受け、成年後見人等の選任を受けた者であり、市長が特に必要と認めるものに限り、市長は同項に規定する助成をすることができる。

4 前項に規定する助成を受ける者については、第8条第2項及び第3項、第9条から第15条まで、第17条並びに第18条の規定を準用する。

(台帳整備)

第20条 市長は、助成金の支給を決定した成年被後見人等について、門真市障害者成年後見制度利用支援事業助成金支給台帳(様式第7号)を整備しなければならない。

(細目)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行する。

別表（第8条関係）

施設名	関係法令	区分	備考
障害者支援施設	総合支援法第5条第11項	第2号	
のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園法	第2号	
障害児入所施設	児童福祉法第7条第1項	第2号	
療養介護を行う病院	総合支援法第5条第6項	第2号	
救護施設・更生施設	生活保護法第30条第1項	第2号	
病院	医療法第1条の5第1項	第2号	
診療所	医療法第1条の5第2項	第2号	
グループホーム	総合支援法第5条第15項	第1号	
福祉ホーム	総合支援法第77条第3項	第1号	
算出方法 1 助成金の額は成年後見人等報酬の額を対象となった期間の月数で除し（1円未満切捨て）、第8条第2項各号の月額と比べ低い方の額の合計額とする。 算出例 成年後見人等報酬の額240,000円、期間10月～翌年9月（12か月）1か月20,000円、10月～9月の間で4、5月は入院していた場合、この間の助成金の額は低い方で18,000円×2か月＝36,000円。その他の期間は20,000円×10か月＝200,000円となる。助成金の額は合計236,000円となる。 2 対象となった期間の、開始月又は終了月が1月に満たない日数がある場合であっても、当該日の属する月を1月とする。ただし、すでに助成の対象とされた月については、1月とはしない。 3 施設から一時帰宅等している者については、施設に入所し、又は入院している者とする。			